# 知財関連 中東マーケット最新情報と解説

# 2014年9月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地 法律事務所Clyde & Co LLPに作成委託し、2014年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託 先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 本報告書にかかる問い合わせ先:

独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) 進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail: OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail: info\_dubai@jetro.go.jp



## 本報告書作成委託先:

Clyde & Co LLP, Dubai Level 15, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, PO Box 7001, Dubai, UAE Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004 E-mail : mero@clydeco.ae



## 知財関連 中東マーケット最新情報と解説

## アラブ首長国連邦

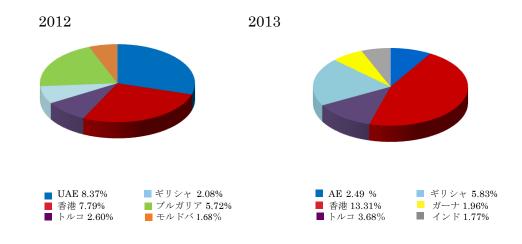
#### UAE偽造品生産拠点との汚名返上

EUの報告によると、アラブ首長国連邦(UAE)を出所とする偽造品の数が大幅に減少したもようです。

欧州委員会が近ごろ出版した 2013 年国境検問報告書には、UAE に関する重要な報告が多く含まれています。

- 2012 年度、偽造品生産国順位で第 2 位を占めていた UAE は、2013 年度には 第 5 位まで下がりました。
- UAE を出所とする偽造タバコは 18%減少、香水、化粧品、ボディケア商品も 18%減少しました。
- 一方、偽ブランドバッグの数は増加し、そのうち 9%が UAE を出所とし、部品 やアクセサリーを含む偽造自動車も、13%が UAE を出所としています。

依然として、欧州連合に輸入される偽造品の主な出所は中国で、偽造品の 60% が中国で製造されています。下のグラフは、EU に輸入される偽造品の出所、中国以外の上位 6 カ国を示しています。



#### 110 万を超える偽造品を押収

2014年上半期、マスカットのオマーン公共消費者保護局(PACP)は、偽造品に関する 3,192 件の苦情を受け付けました。

これら苦情への対応と、PACPによる積極的な防止対策により、今年上半期で110万以上の偽造品が押収されました。

PACP の報告によると、押収した商品の半分以上(600,000以上)が偽造タバコでした。その他押収品には、食品、化粧品、個人衛生用品、ハーブ製品、衣料品、消毒剤、建築資材、電気製品が含まれます。

#### サウジアラビア

## サウジ特許庁 3,500 件目の特許申請受領

サウジアラビア特許庁 (アブドゥルアジズ王立科学技術都市(KACST)に所在)は、近ごろ、1982 年に特許申請受け付けを開始以来、3,500 番目の申請を受領しました。

この間、サウジアラビアでは合計 19,523 件の特許申請が提出されましたが、そのうち 434 件はサウジアラビア法人によるものです。

KACST の発表によると、全申請の3分の1が人道支援関連の特許申請で最も 多く、次に化学・鉱業(26%)、輸送(18%)が続きます。

#### イエメン

## イエメン世界貿易機関(WTO)に加入

2014年 6 月 26 日、イエメンは世界貿易機関の 160 番目の加盟国になりました。イエメンは、2000 年 4 月インドネシアのバリで開催された第 9 回 WTO 閣僚会議で、正式に加盟が承認されました。

イエメンは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE など湾岸諸国を含む MENA 地域の多くの国々に並び、WTO 加盟国となりました。これにより、イエメンは WTO 加盟国に適用されるさまざまな IP 規則の最低基準を定める知的財産権の貿易等に関する協定(TRIPS)に従わねばなりません。

#### Clyde & Co のコメント (Jon Parker 商標登録部長)

13年以上に及んだ交渉の末、WTOへの加盟が承認されたニュースは、知的財産権所有者にとって朗報です。WTOの加盟国となったことで、税関での手続きなど、これまで定められていなかった知的財産権所有者の保護措置が講じられるでしょう。これは朗報ではあるものの、知的財産権所有者への影響が実感できるようになるのは、数年後と見込まれます。

# 中東

## 衛星テレビ放送ネットワークの共同対策が著作権侵害防止に功を奏す

著作権侵害によるテレビ業界への影響について警鐘を鳴らすことを目的とする、中東の衛星放送主要局の共同支援により 2014 年 1 月に発足された著作権侵害防止対策連合の報告によると、700 件以上の著作権侵害が確認され、合計 15 チャンネルの放送が停止されたとのことです。

## Clyde & Co のコメント (Harriet Balloch, シニア・アソシエイト)

これは、中東での著作権侵害防止対策において、一つの喜ばしい成果と言えるでしょう。テレビ業界の主要企業・団体が協力して、著作権・知的財産権の侵害に立ち向かった成果です。著作権の侵害が確認された 15 チャンネルを放送禁止に導いた功績は多大です。